

資料

平成21年4月3日

金融庁

目次

○ 信用金庫業界概要	2
○ 信用組合業界概要	3
○ 協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移	4
○ 協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移	5
○ 信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預貸率の推移	6
○ 信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷	9
○ 協同組織金融機関の中央機関の機能	11
○ 協同組織中央機関（単体）に係る諸計数	12
○ 金融機能強化法改正の概要	13
○ 協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み	15
<資料>	
・「協金WG 6-3」（（社）全国信用金庫協会、信金中央金庫提出）（抄）	16
・「協金WG 7-2」（（社）全国信用組中央協会、全国信用協同組合連合会提出）（抄）	22
・「協金WG 4-3」（農林中央金庫提出）（抄）	28
○ 海外の協同組織金融機関	32
<資料>	
・「協金WG 2-4」（拓殖大学 山村准教授提出）（抄）	33

信用金庫業界概要

(金額単位:億円)

	平成元年度末	平成19年度末	平成元年度末と平成19年度末 の比較(増減)
金庫数	454	281	-173
預金	750,795	1,137,275	386,480
員外預金比率	64.2%	68.5%	4.3%
貸出金	538,005	635,433	97,428
預貸率(末残)	71.2%	55.8%	-15.4%
預証率(末残)	14.8%	28.4%	13.6%
自己資本比率	(6.3%)	11.7%	—
店舗数	7,936	7,686	-250
出資金	3,162	7,046	3,884
会員数	7,363千	9,284千	1,921千
常勤役職員数	151,932	112,472	-39,460

(参考) 信用金庫概況、全国信用金庫協会調べ

- (注) ・平成元年の自己資本比率は、当時の算出方法による。
 ・出資金には優先出資金を含む。

信用組合業界概要

(金額単位:億円)

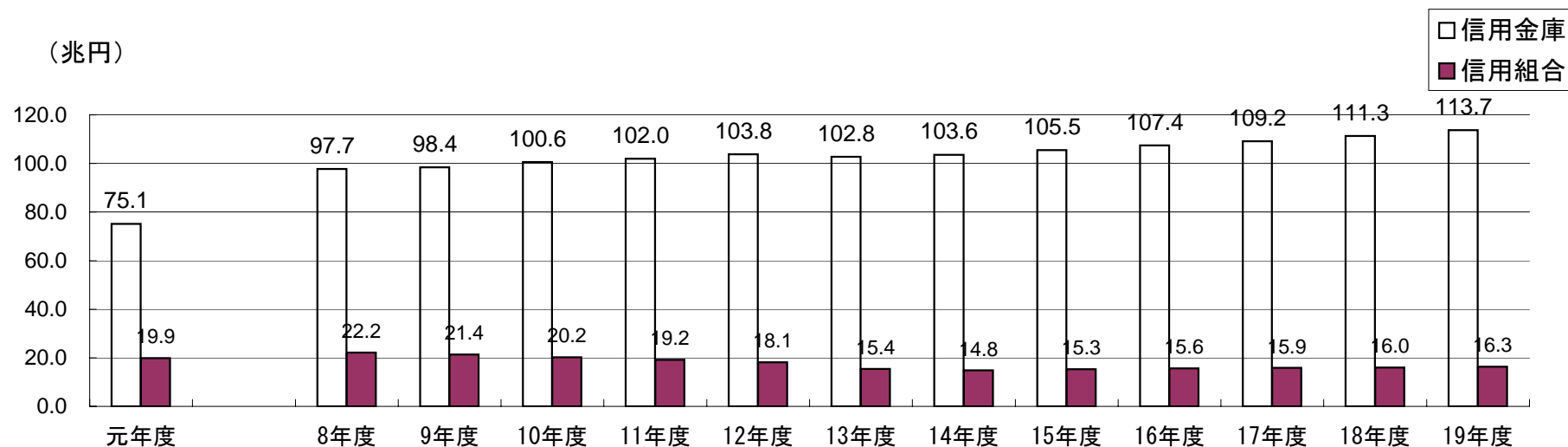
	平成元年度末				平成19年度末			
	全体	地域	業域	職域	全体	地域	業域	職域
組合数	414	337	42	35	164	119	27	18
預金	198,616	186,454	6,541	5,620	163,300	144,517	9,081	9,700
員外預金比率	25.6%	26.4%	15.5%	12.9%	14.5%	15.5%	7.7%	5.7%
<参考>信用金庫と同じベースにした場合の員外預金比率	42.2%	43.1%	29.3%	27.5%	37.2%	39.6%	23.1%	14.1%
貸出金	151,618	145,143	3,977	2,497	93,827	85,619	3,037	5,171
預貸率(末残)	76.3%	77.8%	60.8%	44.4%	57.5%	59.2%	33.4%	53.3%
預証率(末残)	8.2%	7.5%	18.0%	24.2%	19.3%	17.3%	37.6%	31.5%
自己資本比率	(5.1%)	(5.0%)	(7.9%)	(6.4%)	10.0%	9.0%	21.3%	17.7%
店舗数	2,945	2,736	118	91	1,826	1,741	51	34
出資金	1,846	1,741	61	43	2,812	2,688	69	55
組合員数	3,799千	3,310千	134千	353千	3,673千	3,308千	79千	285千
常勤役職員数	44,288	41,700	1,493	1,095	22,005	20,891	609	505

	平成元年度末と平成19年度末の比較(増減)			
	全体	地域	業域	職域
組合数	-250	-218	-15	-17
預金	-35,316	-41,937	2,540	4,080
員外預金比率	-11.1%	-10.9%	-7.8%	-7.2%
<参考>信用金庫と同じベースにした場合の員外預金比率	-5%	-3.5%	-6.2%	-13.4%
貸出金	-57,791	-59,524	-940	2,674
預貸率(末残)	-18.8%	-18.6%	-27.4%	8.9%
預証率(末残)	11.1%	9.8%	19.6%	7.3%
自己資本比率	-	-	-	-
店舗数	-1,119	-995	-67	-57
出資金	966	947	8	12
組合員数	-126千	-2千	-55千	-68千
常勤役職員数	-22,283	-20,809	-884	-590

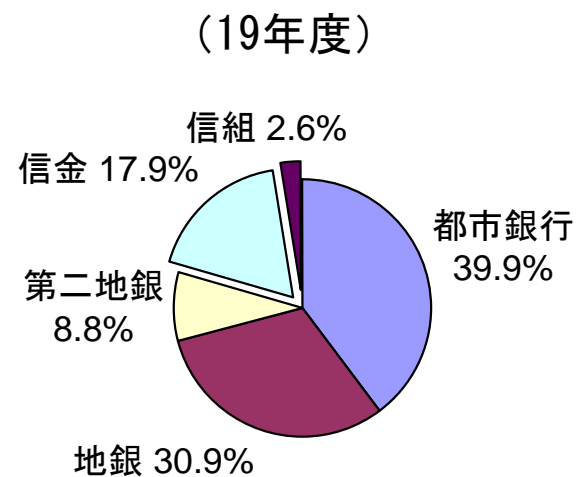
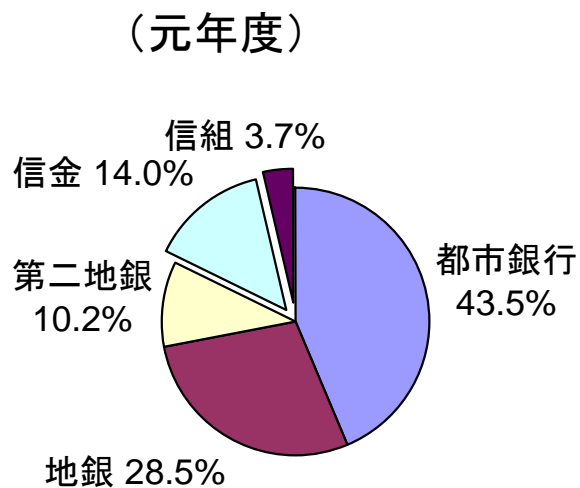
(参考)信用組合主要勘定等、全国信用組合中央協会調べ
(注)

- ・「地域」「業域」「職域」の数値の合算は、四捨五入の処理を行った関係上、「全体」の数値と一部一致していない。
- ・信用組合の員外預金比率は、中小企業等協同組合法第9条の8第2項第4号に規定されている組合員以外の者(国、地方公共団体、その他営利を目的としない法人、配偶者等を除く)からの預金及び定期積金の受入れの比率。
- ・信用金庫と同じベースにした場合の比率は、国、地方公共団体、その他営利を目的としない法人、配偶者等を組合員以外の者に含んだ比率。
- ・平成元年の自己資本比率は、当時の算出方法による。

協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移

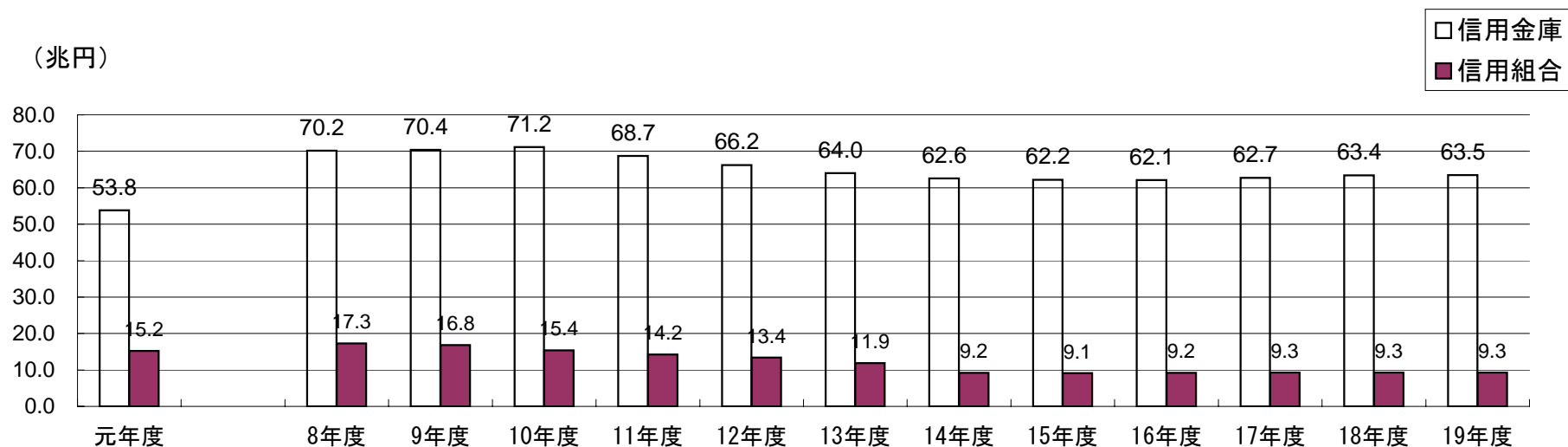


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の預金量シェア

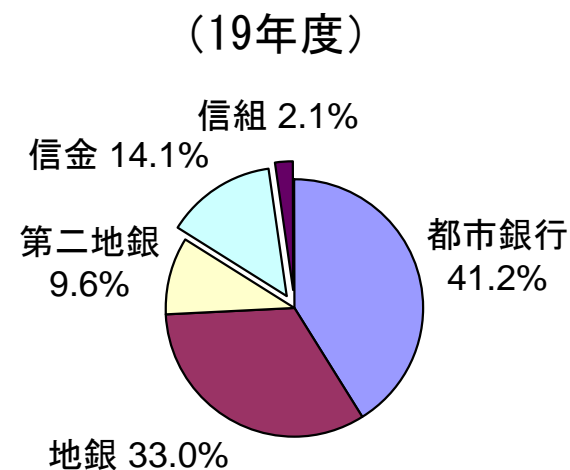
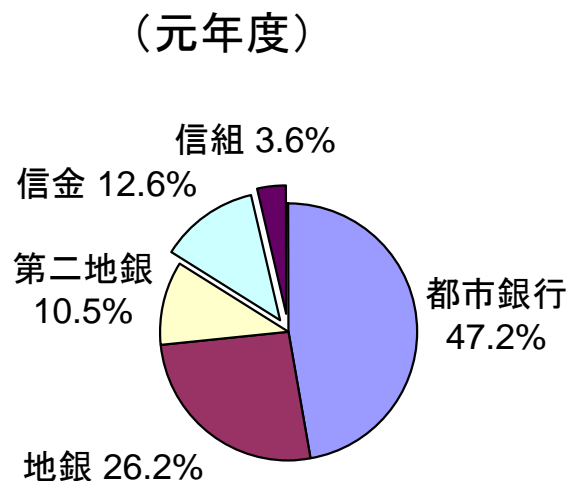


(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移



(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の貸出金シェア

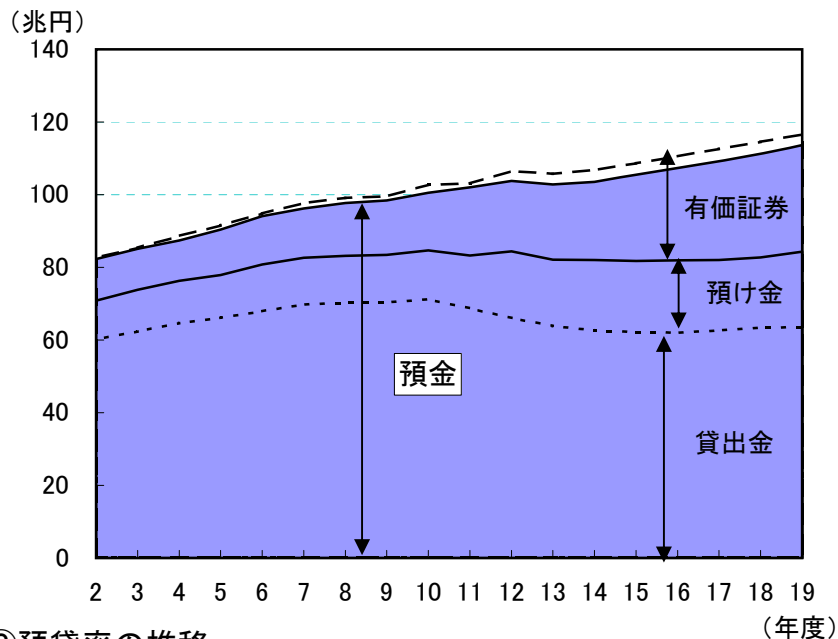


(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

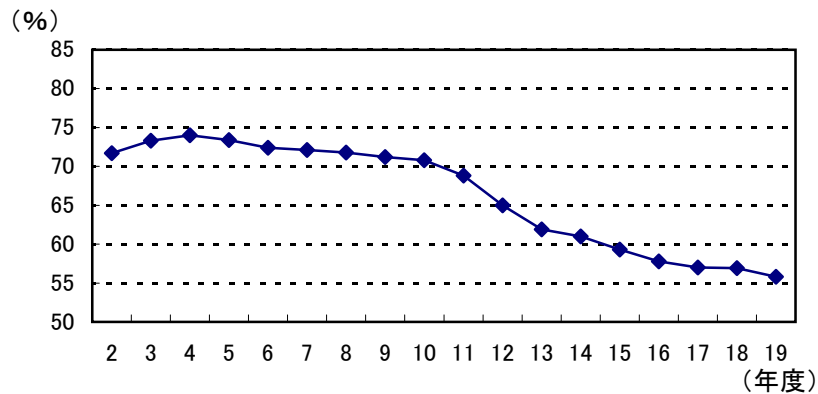
信用金庫・信用組合の預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較と預貸率の推移

信用金庫

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

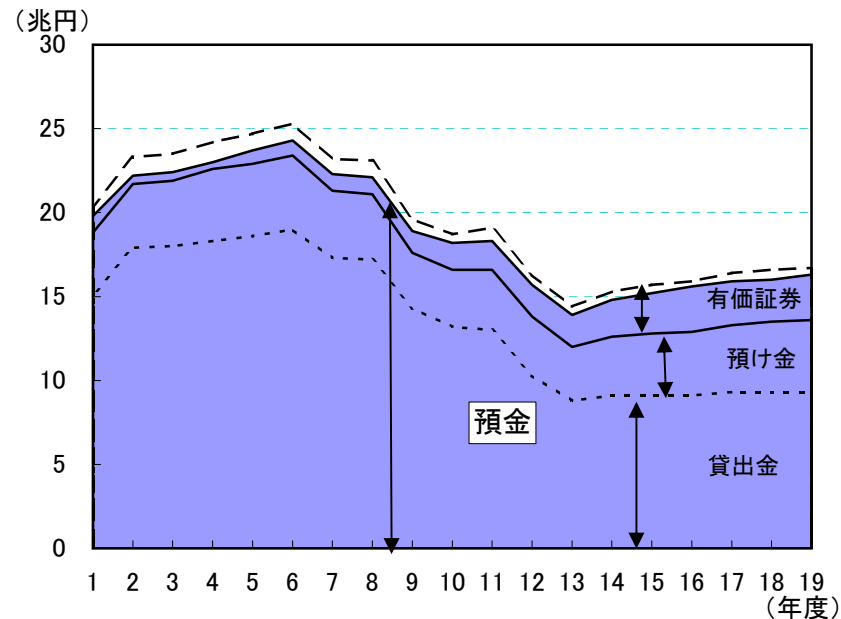


②預貸率の推移

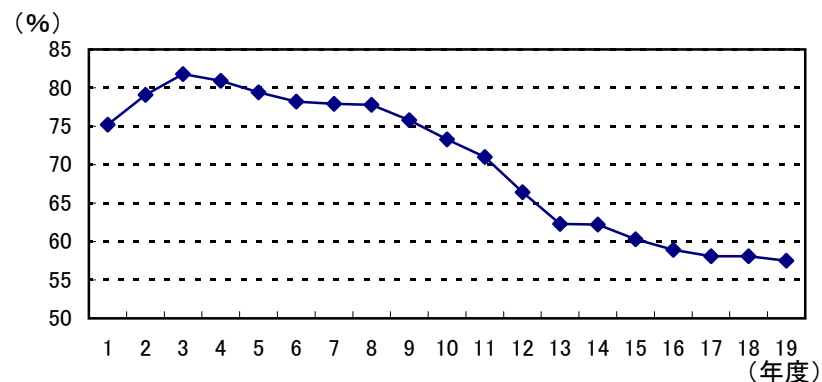


信用組合

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較



②預貸率の推移



(注) 各業態の①表における各数値の表示方法は以下の通り。

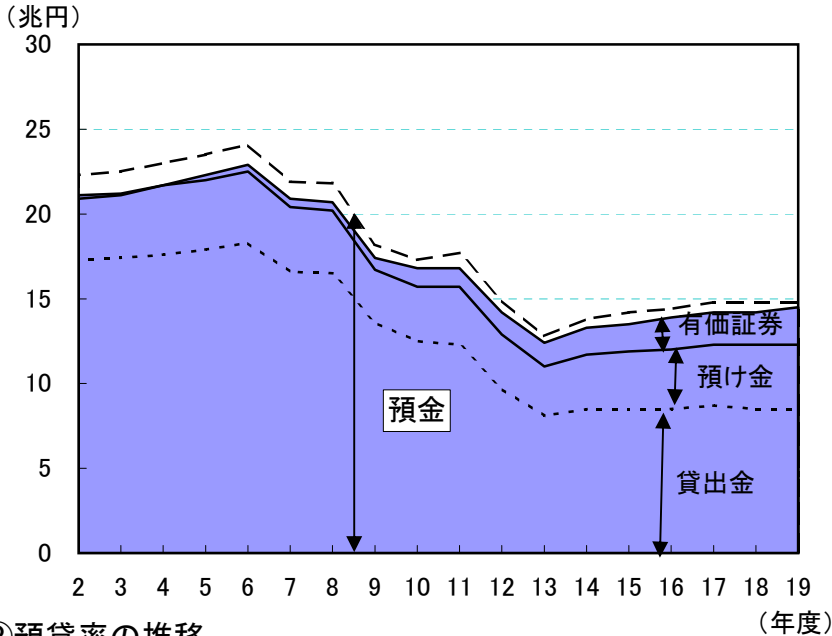
- ・預金：網掛け部分（アウトラインは実線）の量、
- ・貸出金：0兆円から点線（-----）までの量、
- ・預け金：点線（-----）から実線までの量、有価証券：実線から点線（-----）までの量

※各表における矢印は、上記の表示方法の見方を例示したものである。

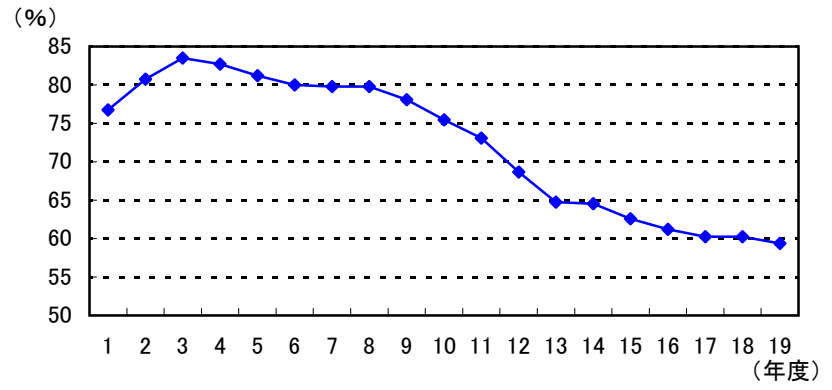
(備考) 「全国信用金庫概況」等の各種資料をもとに作成。

地域信用組合(117組合)

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

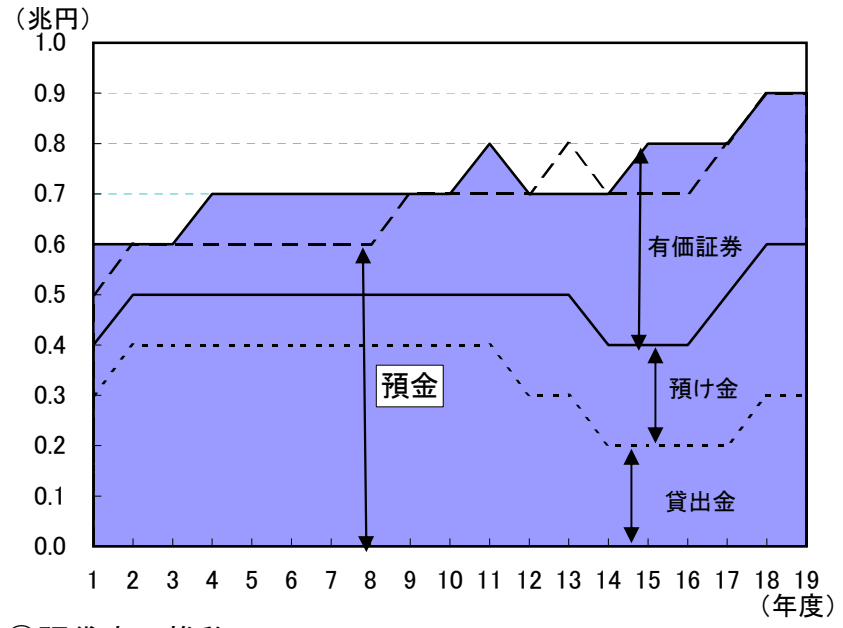


②預貸率の推移

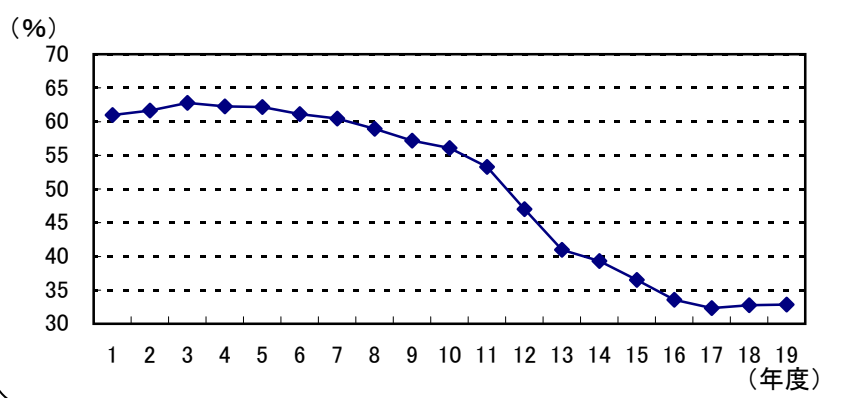


業域信用組合(27組合)

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較

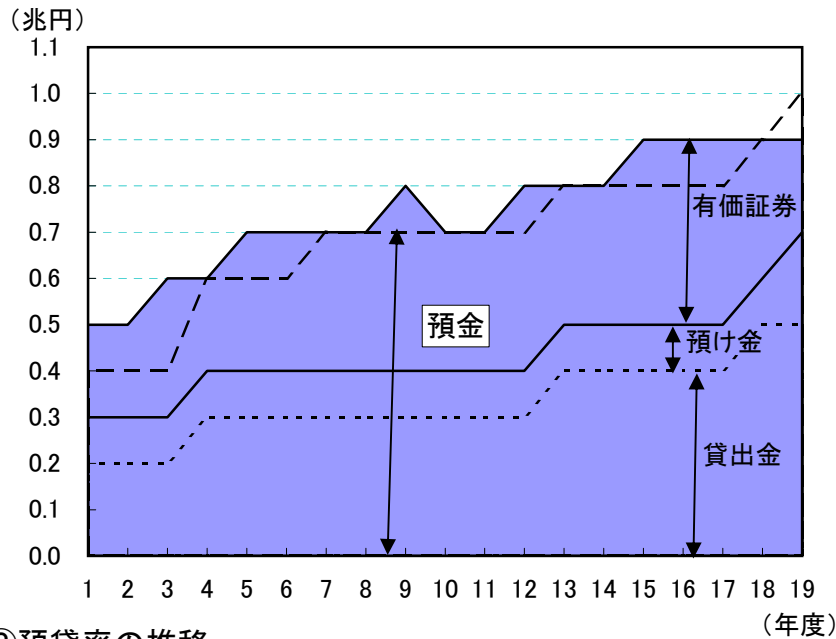


②預貸率の推移

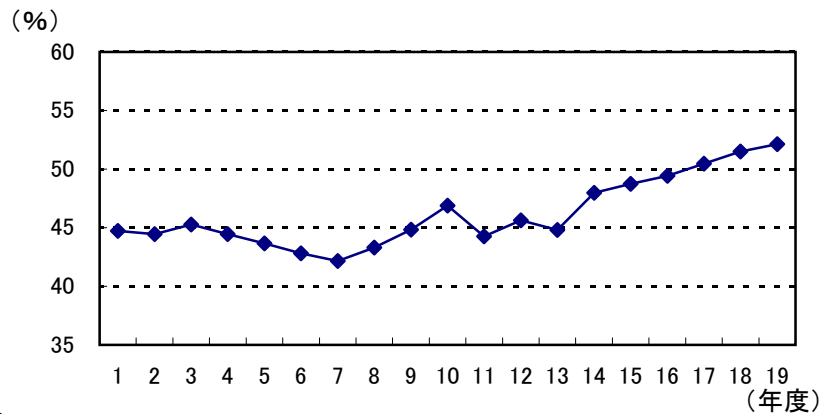


職域信用組合(18組合)

①預金と貸出金・預け金・有価証券残高の比較



②預貸率の推移



(注1) 組合数は20年度末のものである。

(注2) 各①表における各数値の表示方法は以下の通り。

- ・預金：網掛け部分（アウトラインは実線）の量、
- ・貸出金：0兆円から点線（-----）までの量、
- ・預け金：点線（-----）から実線までの量、有価証券：実線から点線（-----）までの量

※各表における矢印は、上記の表示方法の見方を例示したものである。

(備考) 「全国信用組合決算状況」から作成

信用金庫・信用組合の業務範囲の主な変遷

	信用金庫	信用組合
昭和26年改正		<p>◆員外預金制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体 ・組合員と生計を一にする配偶者、その他親族
昭和27年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする有価証券払込金の受入れ等 ○地方公共団体、金融機関に対する貸し付け 	
昭和43年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○卒業生金融、小口員外貸出 <p>◆一会員に対する貸出限度の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員のためにする内国為替、有価証券の払込金の受入れ等 ○地方公共団体等に対する預担貸し <p>◆一組合員に対する貸出限度の新設</p> <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員のためにする内国為替、保護預り ○地方公共団体等に対する預担貸し ○信用組合の組合員に対する貸付け
昭和48年改正	<p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○会員以外の者の預金の受入れ ○有価証券の払込金の受入れ等 ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理 	<ul style="list-style-type: none"> ○組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れ ○国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理
昭和56年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○外国為替業務 ○国債等の窓販 	<ul style="list-style-type: none"> ○内国為替、有価証券の払込金の受入れ等の員外利用 ○組合員以外の者に対する政令で定めるところによる貸付け <p><中央機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ○信用組合と同様の業務を全て行う
昭和60年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○国債等公共債のディーリング業務の取扱い 	
平成4年改正	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 	<ul style="list-style-type: none"> ○信託業務 ○社債等の募集の受託等 ○国債等の窓販及びディーリング業務 ○外国為替業務 ○員外者に対する有価証券等の保護預り ○余裕金の運用制限の撤廃

		○債務保証に係る制限の緩和
平成10年改正	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販	○有価証券デリバティブ等 ○投資信託窓販
平成12年改正	○保険窓販（一部解禁）	○保険窓販（一部解禁）
平成14年改正	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ	○振替業 ○有価証券等清算取次ぎ
平成15年改正	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業	○有価証券の売買等に係る書面取次ぎ ○証券仲介業
平成16年改正	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業	○信託契約代理業 ○信託受益権販売業
平成17年改正	○信用金庫等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）	○信用組合等代理業（銀行や他の協同組織金融機関の業務の代理・媒介）
平成19年改正	○保険窓販（全面解禁）	○保険窓販（全面解禁）

(注) 上記表の印については、「○」：業務範囲拡大、「◆」：業務範囲制限をそれぞれ表している。

協同組織金融機関の中央機関の機能

	信用金庫	信用組合	農業協同組合（信用事業）
中央機関	信金中央金庫	全国信用協同組合連合会	農林中央金庫（農中）
構造	信用金庫を会員とする全国レベルの組織	信用組合を会員とする全国レベルの組織	・農業協同組合（JA） ・JAが会員となっている都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）等 を会員とする全国レベルの組織
会員の指導等			
根拠法令等	自主的取組み	自主的取組み	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
資料等の提出・報告	信用金庫経営力強化制度（経営分析制度、経営相談制度）により、経営分析、経営相談等を実施	信用組合経営安定支援制度（モニタリング制度、監査・指導制度）により、経営分析、助言・指導等を実施	・経営管理資料等の提出 ・行政検査・JA監査等の指摘事項について報告 ・必要に応じ、オンサイトモニタリングを実施
経営改善			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、経営改善に向けた取組みを義務付け
資金運用制限			自己資本比率・体制整備状況等に応じ、資金運用を制限
資本増強	・信用金庫経営力強化制度（資本増強制度） ・信用金庫相互援助資金制度	・信用組合経営安定支援制度（資本増強支援制度） ・全国信用組合保障基金制度 ・合併支援資金制度	自己資本比率・体制整備状況等に応じ、支援前提条件の充足により、指定支援法人による支援実施（農中・信連・JAは、毎年度、指定支援法人への財源を拠出）
余裕金の預入れ	任意	任意	JA→信連 3分の2以上 信連→農中 2分の1以上
債券の発行	○	—	○

※ 農林中金が信連・JAに対して信用事業の強化等に必要な指導を行うため、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（再編・強化法）第4条に定める「基本方針」を定めることとされている。

※ 農林中金による会員の指導等は、再編・強化法（報告権限等）や「基本方針」に基づき実施され、基本方針を遵守しない会員に対しては、勧告・警告・強制脱退の措置が講じられる。

協同組織中央機関（単体）に係る諸計数

(20年3月末)	信金中金	全信組連	労金連	農林中金
1. 総資産	26.2 兆円	3.9 兆円	4.5 兆円	61.2 兆円
2. 預金 (傘下金融機関からの預け金)	18.6 兆円 (17.7 兆円) ○ 傘下信金の余裕資金について、信金中金への預け入れ義務はなし。 ○ 実際の傘下信金の余裕資金に係る信金中金への預け入れは約 35%。	3.7 兆円 (3.7 兆円) ○ 傘下信組の余裕資金について、全信組連への預け入れ義務はなし。 ○ 実際の傘下信組の余裕資金に係る全信組連への預け入れは約 50%。	3.9 兆円 (3.5 兆円) ○ 傘下労金の余裕資金について、労金連への預け入れ義務あり。(預金の 11%以上) ○ 実際の傘下労金の余裕資金に係る労金連への預け入れは約 75%。	38.8 兆円 (33.9 兆円) ○ 農協・信農連は、各上部機関への預け入れ義務あり。 〔農協→信農連:2/3 以上 信農連→農林中金:1/2 以上〕 ○ この結果、余裕資金について、農協から信農連・農林中金への預け入れは約 90%、同じく信農連から農林中金への預け入れは約 65%となっている。
3. 有価証券残高 (有価証券運用利回り)	16.8 兆円 (1.40%)	3.1 兆円 (1.13%)	3.6 兆円 (1.32%)	36.3 兆円 (4.30%)
4. 自己資本比率	15.7%	13.2%	20.2%	12.5%
5. 資本増強制度の活用実績※	(累計) 57 金庫、3,587 億円 (残高) 30 金庫、2,504 億円	(累計) 41 組合、541 億円 (残高) 23 組合、449 億円	(累計) 1 金庫、60 億円 (残高) 1 金庫、20 億円	(累計) 信農連、農協 23 件、516 億円 信漁連、漁協 9 件、142 億円 (残高) 信農連、農協、23 件 516 億円 信漁連、漁協 9 件 142 億円 (注) 資本増強は、農林中金や信農連等が出資する(社)ジェイエイバンク支援協会等(基金)等が実施している。

※ 累計の機関数は延べ数

金融機能強化法改正の概要 【個別の金融機関への資本参加スキーム(既存スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

(——— 部分が改正箇所)

- 金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

2. 金融機関による申請

(申請期限：平成24年3月末)

- 国の資本参加を申請する金融機関は下記を記載した経営強化計画を策定・提出
 - ① 収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
 - ② 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
 - ③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

(注) 従来とは異なり、金融機関の経営責任等の明確化（申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース）は制度上一律には求めない。
ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 収益性・効率性等の向上が見込まれること
 - ② 地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

金融機関による申請

- 経営改善の目標
 - ・コア業務純益又はコア業務純益ROAが計画の始期より上昇
 - ・業務粗利益経費率が計画の始期より低下
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を策定し、中小規模事業者等向け貸出比率の水準を維持・向上させるための方策及び中小規模事業者等向け貸出残高の見込み等を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の金融機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
 - 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策についての審査の着眼点を明確化
- <従来、合併等を伴わない場合に加重されていた「地域での自力資本調達を行う」との要件は制度上求めない>

事後チェック

- 経営改善の状況
 - ・収益性などについて目標未達成の場合の役員退任を一律には求めない（但し、目標を下回った場合等の理由・改善策について報告徴求。必要に応じ業務改善命令の発動を検討）
- 信用供与の円滑化の状況
 - ・中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が計画の始期を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、原則として業務改善命令の発動を検討

金融機能強化法改正の概要 【協同組織金融機関の中央機関への資本参加スキーム(新設スキーム)】

法律改正のポイント

1. 目的

- 協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関（信金中金・全信組連・労金連・農林中金）に対して予め国が資本参加

2. 中央機関による申請

（申請期限：平成24年3月末）

- 国の資本参加を申請する中央機関は下記を記載した協同組織金融機能強化方針を策定・提出
 - ① 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - ② 支援対象となる協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - ③ 公的資金を有効に活用するための体制
 - ④ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
 - ⑤ 従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

3. 国による資本参加の決定

- 下記の基準を満たす場合に国が資本参加
 - ① 方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
 - ② 方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
 - ③ 公的資金の回収が困難でないこと
 - ④ 適切な資産査定がなされていること
 - ⑤ 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

4. 事後チェック

- ・中央機関が半期ごとに当局に対し協同組織金融機能強化方針の進捗状況を報告（原則として公表）
- ・当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置）

政令・内閣府令・監督指針の改正ポイント

中央機関による申請

- 公的資金を有効に活用するための体制
 - ・傘下の協同組織金融機関への資本支援が中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に資することを中央機関で審査するための体制等を記載
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体として、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針
 - ・資本支援を行った傘下の協同組織金融機関の中小規模事業者等向け貸出比率及び残高の水準を維持・向上させるための方策を盛り込んだ「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を記載
- 経営責任
 - ・従前の経営に関する分析の結果、経営者の責めに帰すべき事由により自己資本比率が基準値未満となったと認められる場合には、経営責任の明確化等の方策を記載
- その他
 - ・農林中央金庫については公的資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制を記載

国による資本参加の決定

- 自己資本比率が基準値未満の中央機関について、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には国の資本参加の基準を満たさないことを明確化
- 資本支援を行った傘下の協同組織金融機関に対し、中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化の状況についてフォローアップ・指導を行うこととなっているか等、審査の着眼点を明確化

事後チェック

- 公的資金の返済の可能性
 - ・収益性などについてチェック。2事業年度連続で収益性の指標が方針の始期を下回り、かつ目標を3割以上下回った場合等には、その理由・改善策について報告徴求。返済原資の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
- 信用供与の円滑化
 - ・業界全体としての、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に資するための方針の実施状況についてフォローアップ
 - ・中央機関が資本支援した各協同組織金融機関の合算ベースでの中小規模事業者等向け貸出比率及び残高が当該資本支援の始期の合算ベースでの水準を下回った場合は、その理由について報告徴求。改善に向けた施策が不十分であれば、必要に応じ業務改善命令の発動を検討
 - ・2期連続で下回った場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討

協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
- 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
- 公的資金を有効に活用するための体制
- 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 協同組織中央金融機関における従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告・公表（中央機関から支援を受けた協同組織金融機関の名称についても公表）
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

信金中金の概要(5)

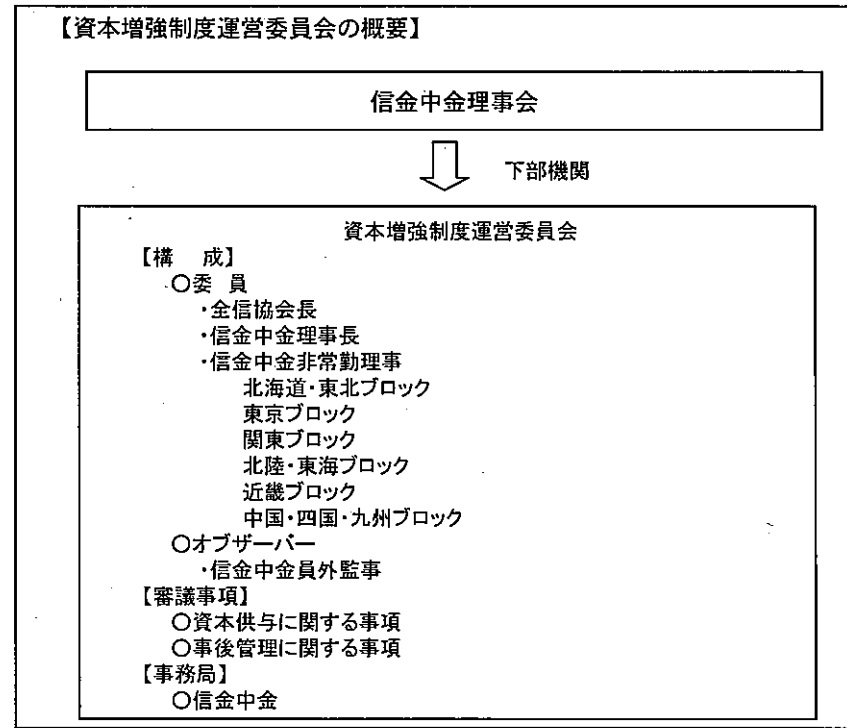
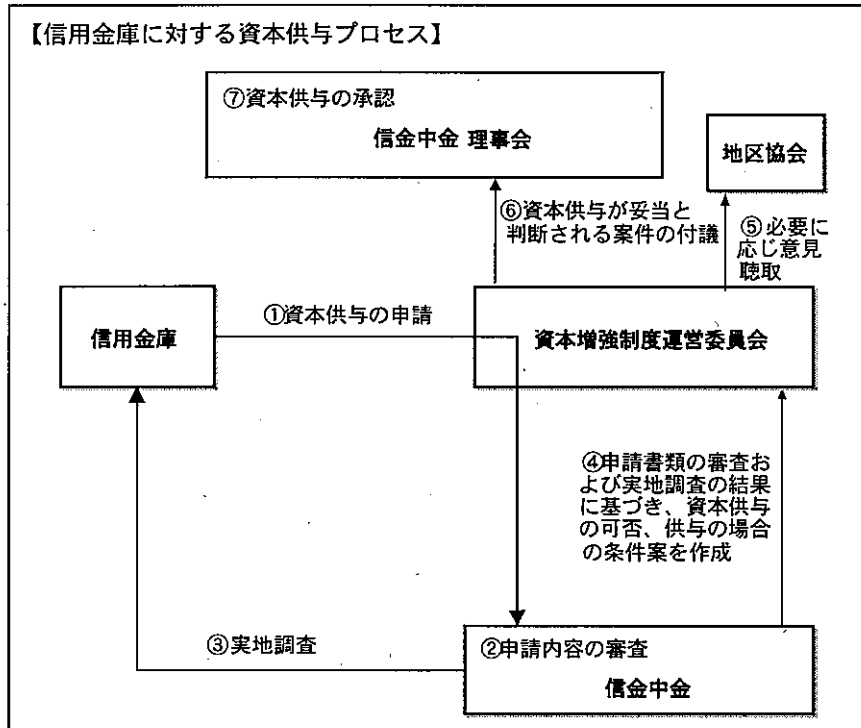
第6回協金WG会合における(社)全国信用金庫協会、
信金中央金庫提出資料「協金WG6-3」より抜粋

4. 信用金庫業界の信用力の維持

○信用金庫業界のセーフティネット

(イ) 資本増強制度

- 資本増強を必要とする信用金庫や合併等により自己資本比率が低下する信用金庫に対して、信金中金が資本供与(注)を行う制度
- 信用金庫のモラルハザードを防止するため、信用金庫から経営健全化計画の提出を受け、資本増強制度運営委員会による厳正な審査を経て実施している。
- (注)資本供与による信金中金の財務の健全性への影響を考慮し、資本供与の総額は信金中金の自己資本額の15%の範囲内とすることとしている。



【実績】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
年度末適用金庫数	31金庫	31金庫	32金庫	29金庫	30金庫
年度末残高	2,239億円	2,386億円	2,530億円	2,452億円	2,504億円

地元とともに

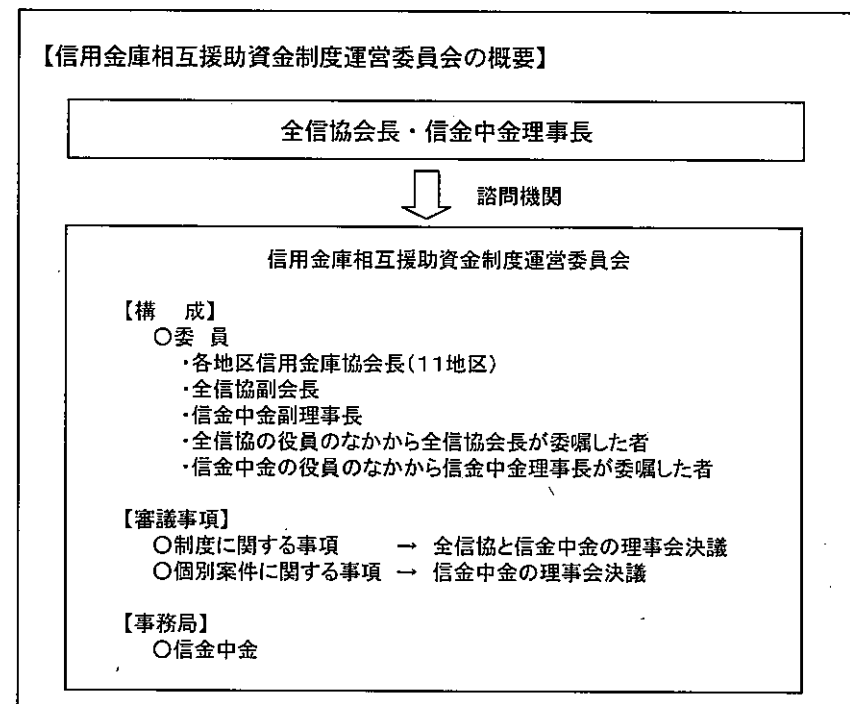
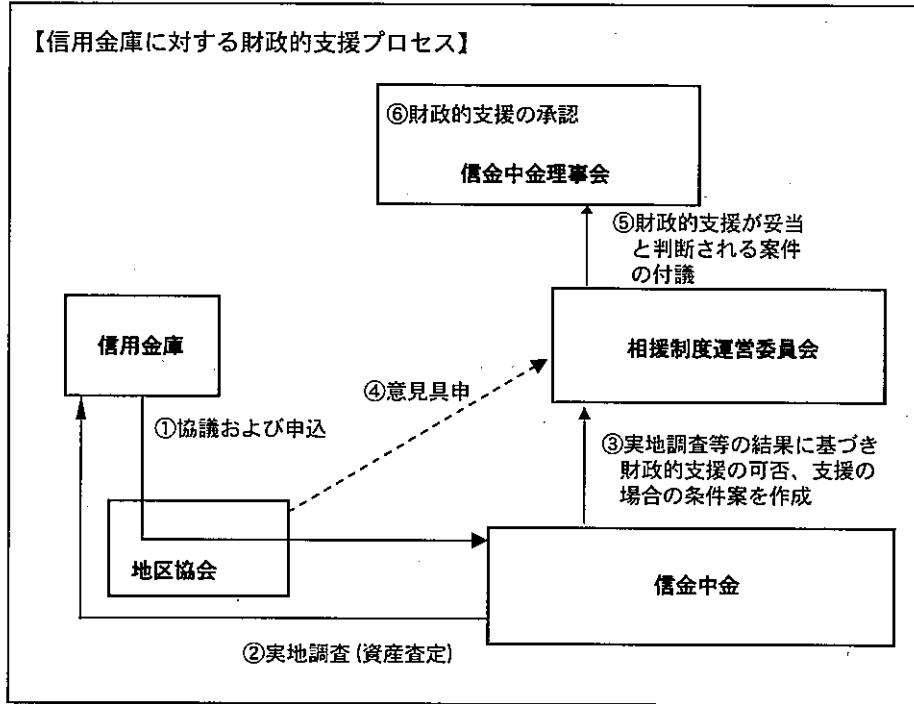
信用金庫

信金中金の概要(6)

あなたとまちとフェイス to フェイス


(口) 信用金庫相互援助資金制度

○経営困難に陥った信用金庫が合併等により困難を克服しようとする際に、資本増強制度だけでは対応することができない例外的な場合において、全国11地区の信用金庫協会長等を構成員とする信用金庫相互援助資金制度運営委員会の審議を経て、当該信用金庫に財政的支援を行う制度



【実績】

制度発足(昭和46年)から現在までの援助総額 1,873億円

地元とともに

信用金庫



信金中金の概要(7)

あなたとまちとフェイス to フェイス
Face to Face

(ハ) 流動性資金貸付制度

○風評リスク等により、預金の払戻しが増加し、一時的に資金の流動性に支障をきたすような事態が発生または発生することが懸念される信用金庫に対し、一時的な預金の払戻し増加に対応するための資金を貸し出す制度

(二) 経営悪化の未然防止

① 経営分析

○信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき、自己資本、資産内容、経営効率性、収益性および流動性等に関する経営分析を行い、信用金庫に還元する。

② 経営相談

○信用金庫に対して、経営全般または個別経営課題に対する経営相談を実施する。

○経営相談にあたっては、経営課題についての解決策をアドバイスしたり優良事例の情報提供を行うほか、提案した経営課題の解決策については、その進捗状況を確認するためのフォローアップを行う。

【実績】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経営相談件数	92金庫	92金庫	82金庫	90金庫	128金庫



信金中金の概要(8)

あなたとまちとフェイス to フェイス
Face to Face

5. 信用金庫の業務機能の補完

信金中金は、信用金庫業界の中央金融機関として、個々の信用金庫では対応が困難または非効率な業務を補完することで、信用金庫の顧客向けサービスの向上等を図っている。

(1) 伝統的な業務機能の補完

○内国為替業務

銀行が為替の貸借を日本銀行における口座で決済するのと同様に、信用金庫は為替取引によって生じた貸借を信金中金における口座で決済している。また、信金中金は、信用金庫と銀行等の他業態との為替取引によって生じた貸借を全信用金庫分まとめて、日本銀行における口座で一括決済している。

○外国為替業務

外国為替業務を取り扱う信用金庫は、信金中金のコルレス先を利用して外国為替取引の対外決済を行っている。また、外国為替取引を取り扱っていない信用金庫についても、取引先を信金中金に取り次ぐことによって、外国為替を取り扱う信用金庫と同様のサービスを取引先に提供することができる。

○代理貸付による中小企業・個人への貸出

信金中金は、全国の信用金庫の店舗窓口を通じて信用金庫の取引先である中小企業や個人に貸出を行う代理貸付制度を設けている。これは、信用金庫では対応が難しい長期固定金利貸出等に活用されている。

○信用金庫の人材育成支援

信金中金は、信用金庫の市場業務、外国為替業務、貿易投資相談業務および調査研究業務等の人材育成のため、信用金庫から多数の研修生を受け入れている。

信金中金の概要(9)

あなたとまちとフェイス to フェイス
Face to Face

(2) 最近における業務機能の補完

○信用金庫に対するデリバティブを活用した預金の提供

近年、信用金庫の預貸率が低下してきており、余資運用ニーズが多様化している。これに対応するため信金中金は従来型の預金に加え、デリバティブを活用した預金を信用金庫に提供している。信用金庫は、当該商品を自己の運用手段として活用するほか、顧客向け商品のカバー取引としても活用している。(SCB延長特約付定期預金残高 1兆939億円、SCB積立定期預金残高 4,052億円)

○信用金庫の投信窓販業務の支援

信金中金は、信用金庫が単独で投信窓販を取り扱うのに比べ、低コストかつ効率的に取り扱うことが可能となるよう、ファンドの選定やシステム対応などの信用金庫の機能を補完する取次販売方式で信用金庫の投信窓販業務を支援している。(純資産残高 7,024億円)

○信金中金の市場関連子会社による商品の提供

信金中金の市場関連子会社である「しんきん信託銀行」、「しんきん証券」、ロンドンの証券現地法人である「信金インターナショナル」および「しんきんアセットマネジメント投信」は、信用金庫のリスク管理能力等を勘案しながら、信用金庫の運用ニーズに即した有価証券商品等およびサービスの提供を行っている。

○しんきん長期固定金利ローンサポート(信用金庫向け長期固定金利貸出)の提供

信金中金は、信用金庫の長期固定金利の貸出および有価証券運用の金利リスクを低減させるために、長期固定金利の貸出を行っている。
(取扱金庫数68金庫、残高1,087億円)

○しんきんMEサポート(設備担保信用補完制度)の提供

信用金庫取引先の機械・設備を担保とした設備担保信用補完を実施し、信用金庫による動産担保融資を支援している。(契約申込金庫数133金庫)

○信用金庫の中小企業等向けシンジケートローン組成のサポート

シンジケートローンに係るアドバイザー業務・アレンジャー業務を行い信用金庫によるシンジケートローンを支援している。
(19年度中11件のアドバイザー業務、6件のアレンジャー業務を実施)

○信用金庫のPFIサポート

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業への融資のサポートを実施している。(これまでPFI事業への地元信用金庫の参加を16件アレンジしている。)

(20年3月末現在)

地元とともに

信用金庫



信金中金の概要(10)

あなたとまちとフェイス to フェイス
Face to Face

(3) 信用金庫の市場運用等のリスク管理体制強化のための支援

○ALM・リスク管理支援

信用金庫のリスク管理水準に応じて、リスク管理手法や体制整備について助言を行っている。近年は、信用金庫のリスク管理高度化に資するため、リスク量の計量化への対応等を支援している。

○有価証券ポートフォリオ分析

信用金庫が抱える有価証券運用のリスクを様々な切り口から分析し、運用手法やリスク管理のあり方について提言を行っている。

○運用投資相談

個別の運用商品にかかる投資上の留意点やリスク管理等に関する相談に対応している。

(4) 信用金庫取引先等の支援

○ビジネスマッチング支援

信用金庫によるビジネスマッチングをサポートするため、信用金庫の主催するビジネスフェアにバイヤーを招聘したり、個別商談会の開催を支援している。(19年度 ビジネスフェア支援件数: 20件)

○貿易投資相談

信用金庫取引先企業の海外事業支援のための貿易・外国為替および海外直接投資に関する支援を行っている。(19年度 相談件数: 269件)

○M&A支援

信金中金の子会社である信金キャピタルが信用金庫取引先の事業承継等のためのM&Aを支援している。(19年度 成約件数: 6件)

○ベンチャーキャピタル業務

信金中金の子会社である信金キャピタルが信用金庫取引先等のベンチャー企業に投資している。(19年度末 投資先数: 106先)

○地域振興

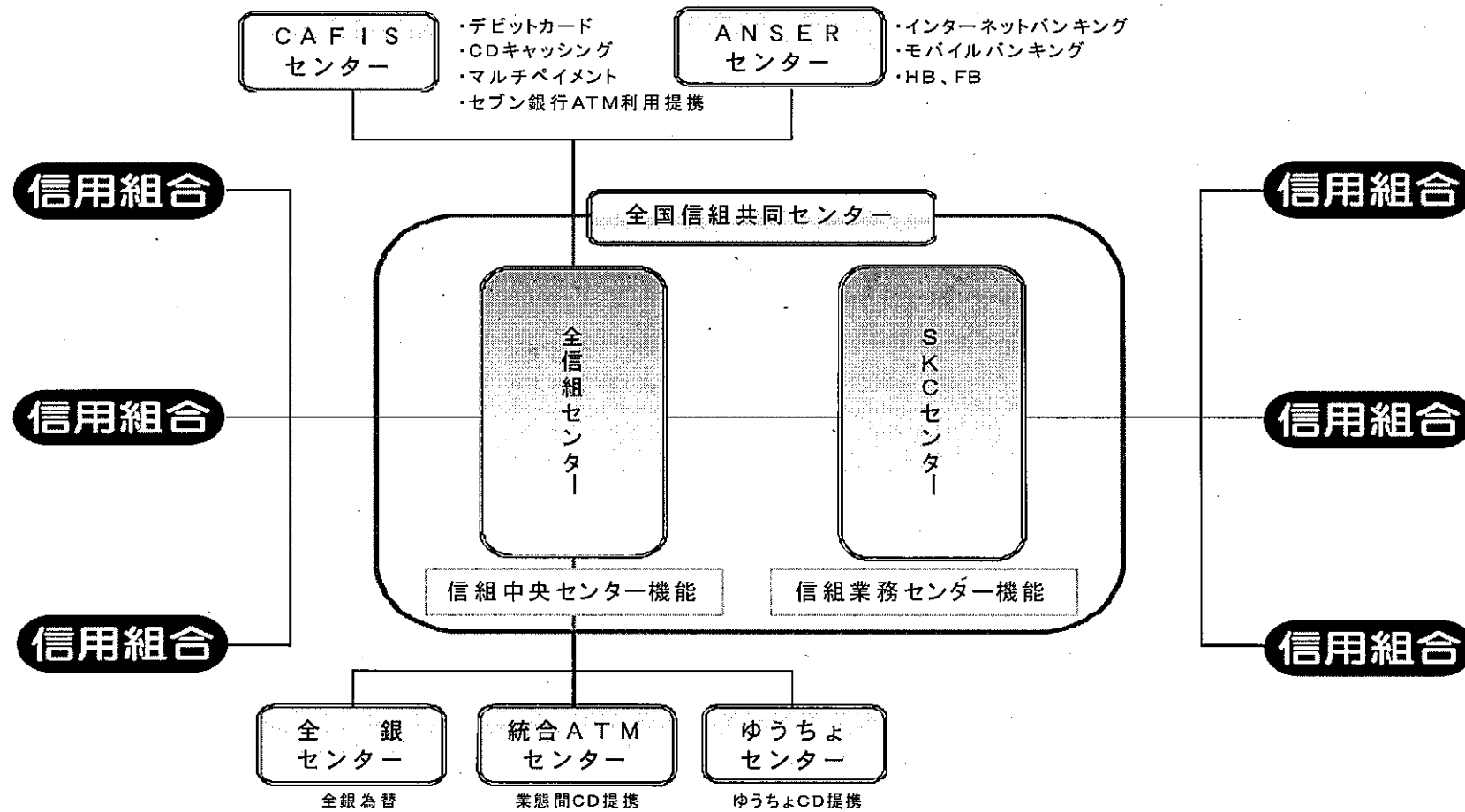
信金中金は、信用金庫が行う町おこし、村おこし、商店街活性化等の事業に専門家を派遣したり、ノウハウや各種情報の提供を行っている。

○中小企業信用リスクデータベースの運営

信金中金は、業界のシステム関係会社とともに中小企業信用リスクデータベース(SDB)を運営している。このSDBにより、信用金庫は、①信用金庫取引先のデータをもとに算出したデフォルト率等の統計情報、②同データを分析したレポート、③同データをもとに開発したスコアリングモデルを活用することができる。



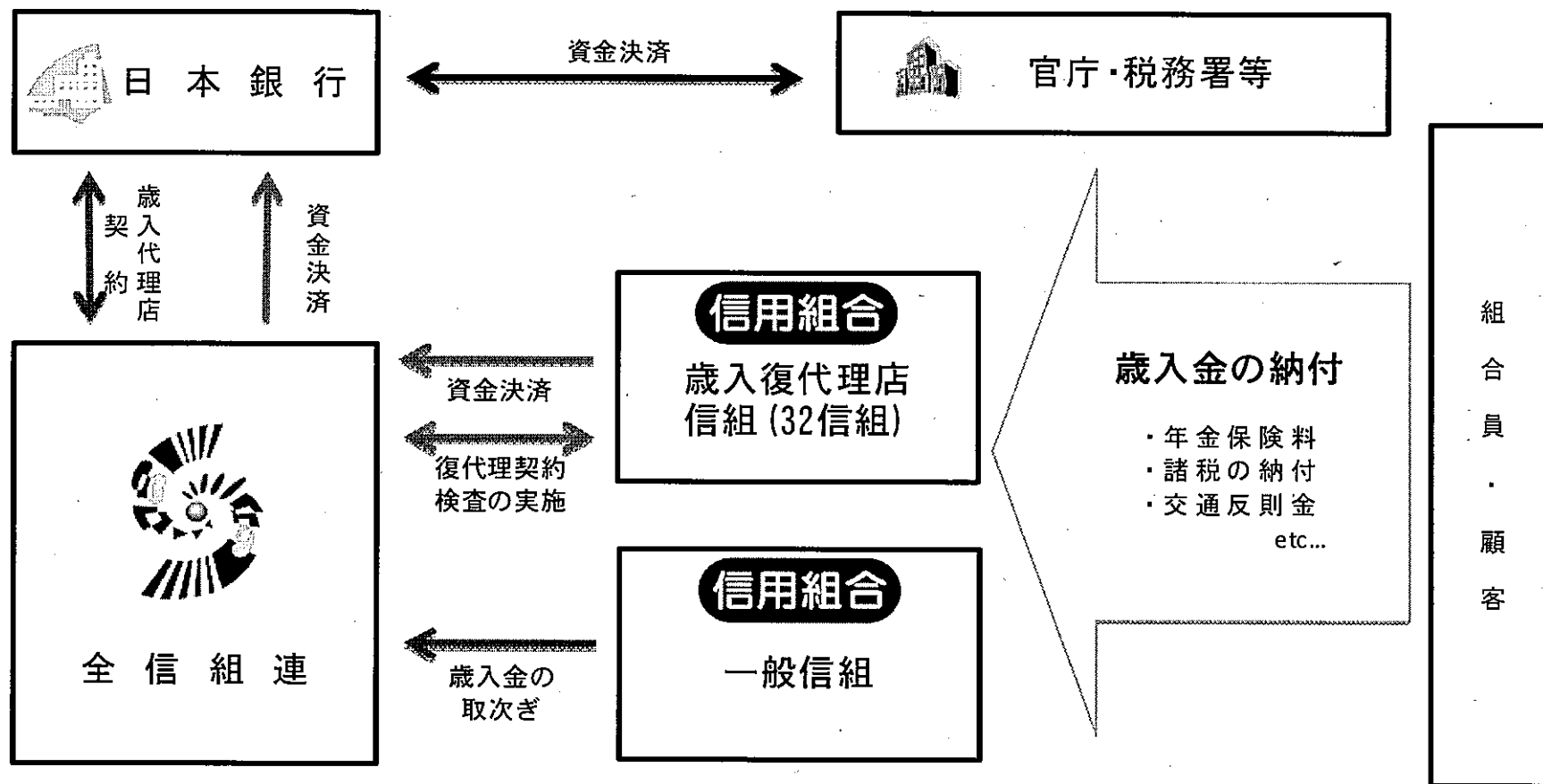
5-1. 業界における決済の中核的機能①(共同センター)





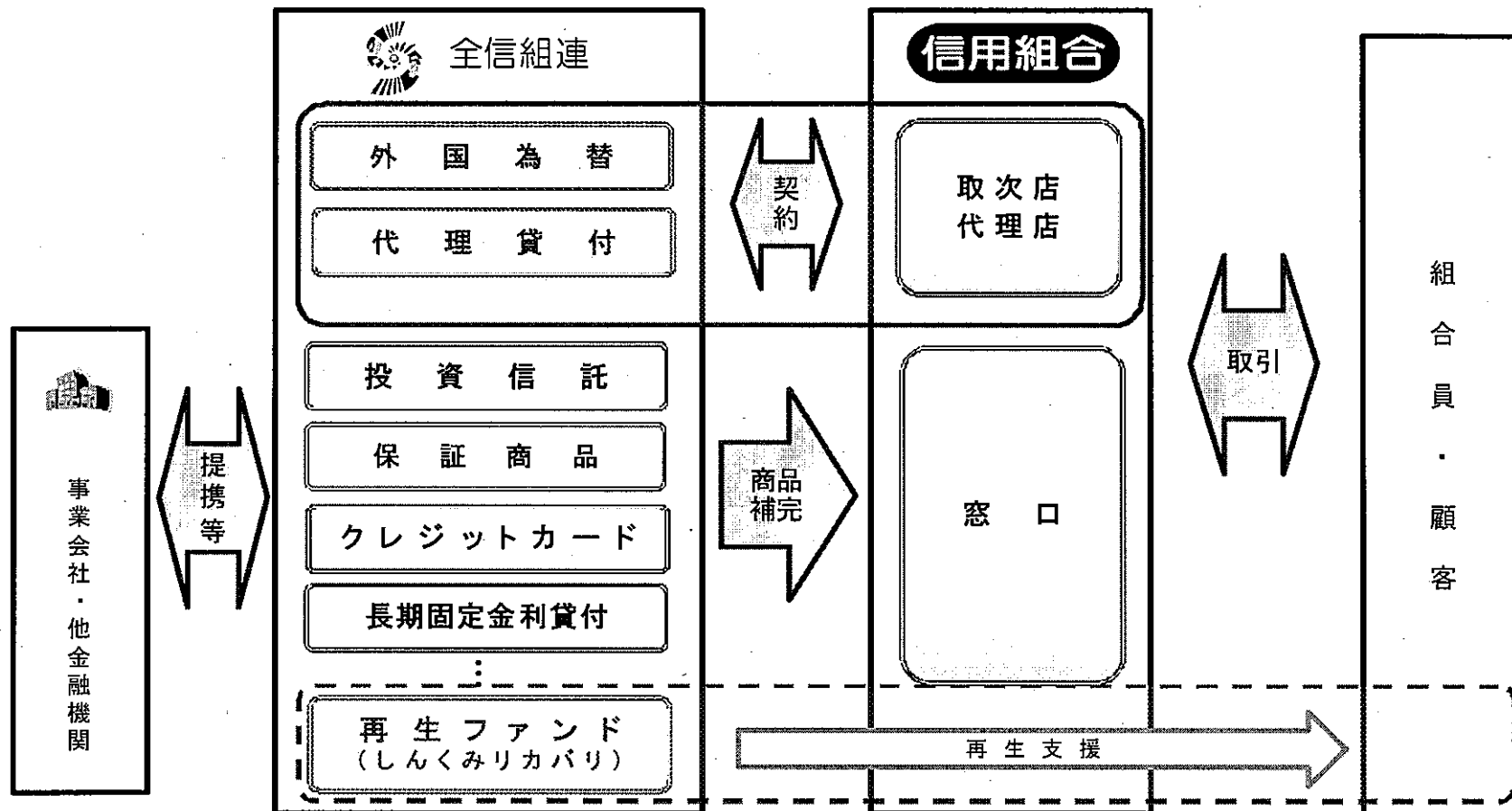
5-2. 業界における決済の中核的機能②(公金業務)

<歳入金における業務例>





6-1. 業務補完としての商品・制度(枠組み)の提供





6-2. 信用組合に対するサポート(アドバイス機能)

ALMサポート

- ・信用組合のリスク管理やALM等の体制強化を目的に、助言および運用サポートを実施。

有価証券ポートフォリオ分析

- ・信用組合の有価証券運用サポート、運用体制強化を目的に、有価証券ポートフォリオ分析、課題・問題点に対するアドバイスを実施。

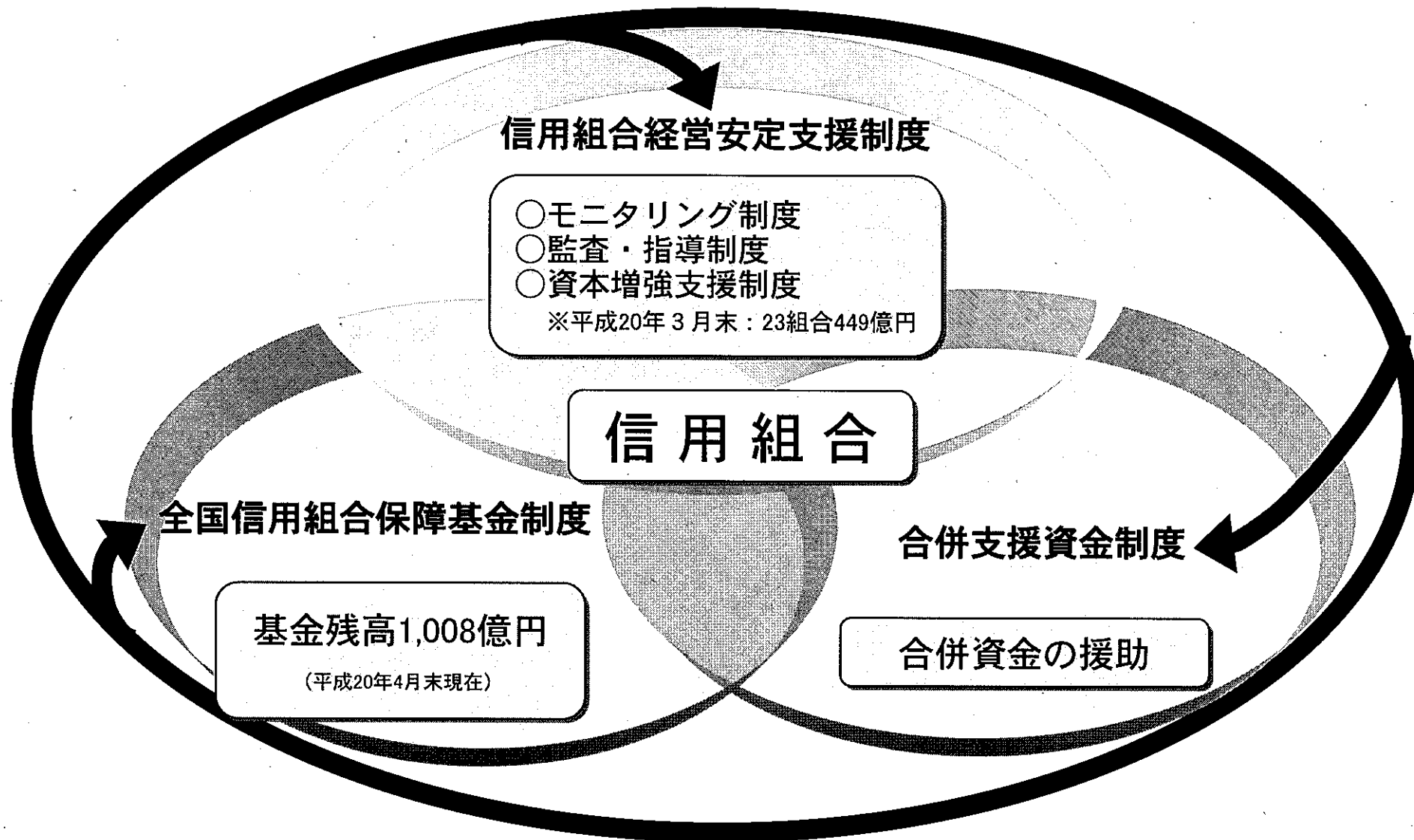
サポート監査

- ・信組の内部監査体制の構築、態勢強化に向けた取組、資産査定に係る助言・提言実施。

	ALMサポート			有価証券ポートフォリオ分析			サポート監査		
	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度	17年度	18年度	19年度
実施信組数	10	18	17	10	21	16	18	18	18
(うち業域)	0	1	2	2	4	3	5	5	8
(うち職域)	0	1	2	2	2	0	4	6	2
(うち地域)	10	16	13	6	15	13	9	7	8

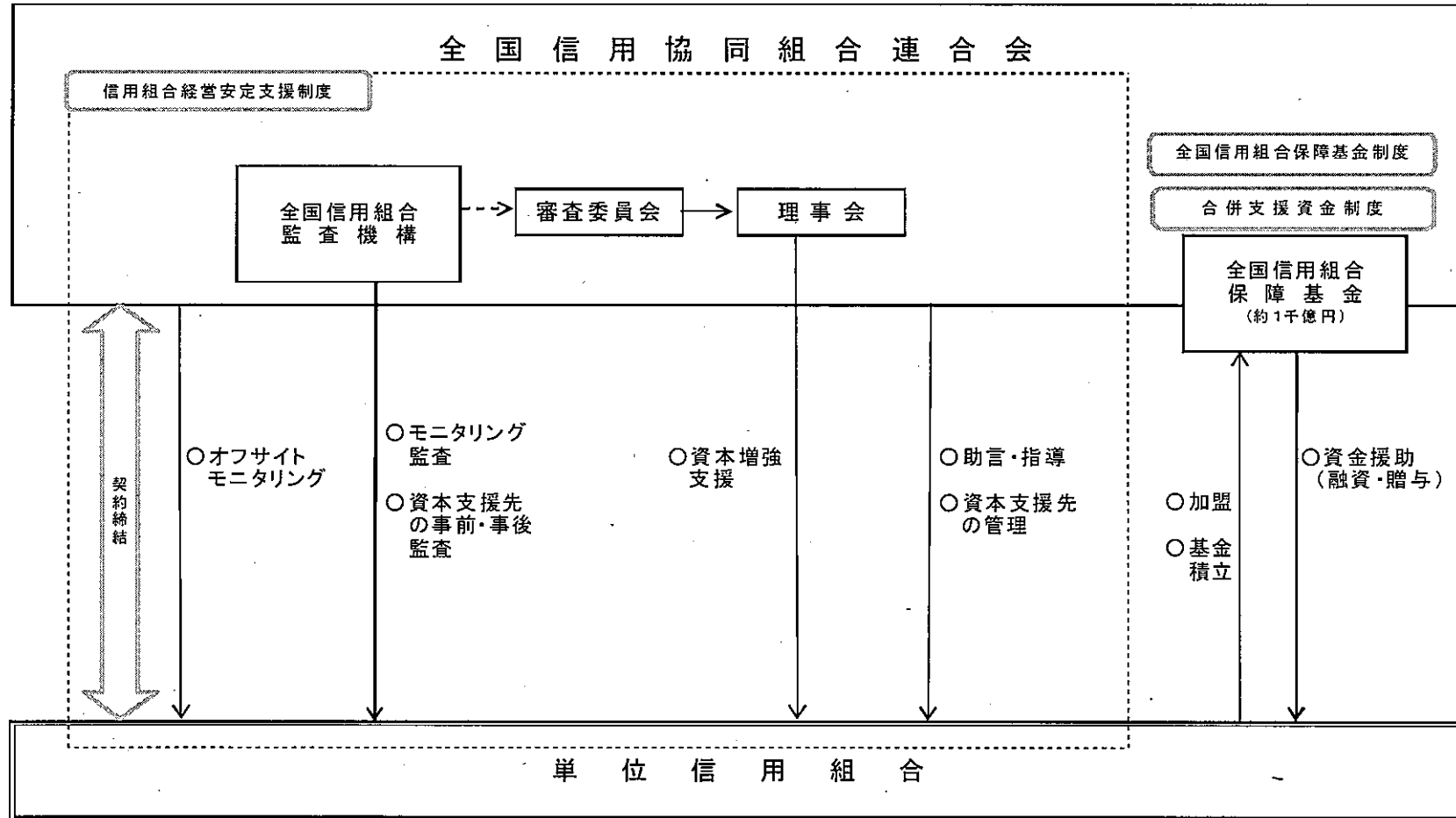


7-1. 信用組合業界におけるセーフティネット①

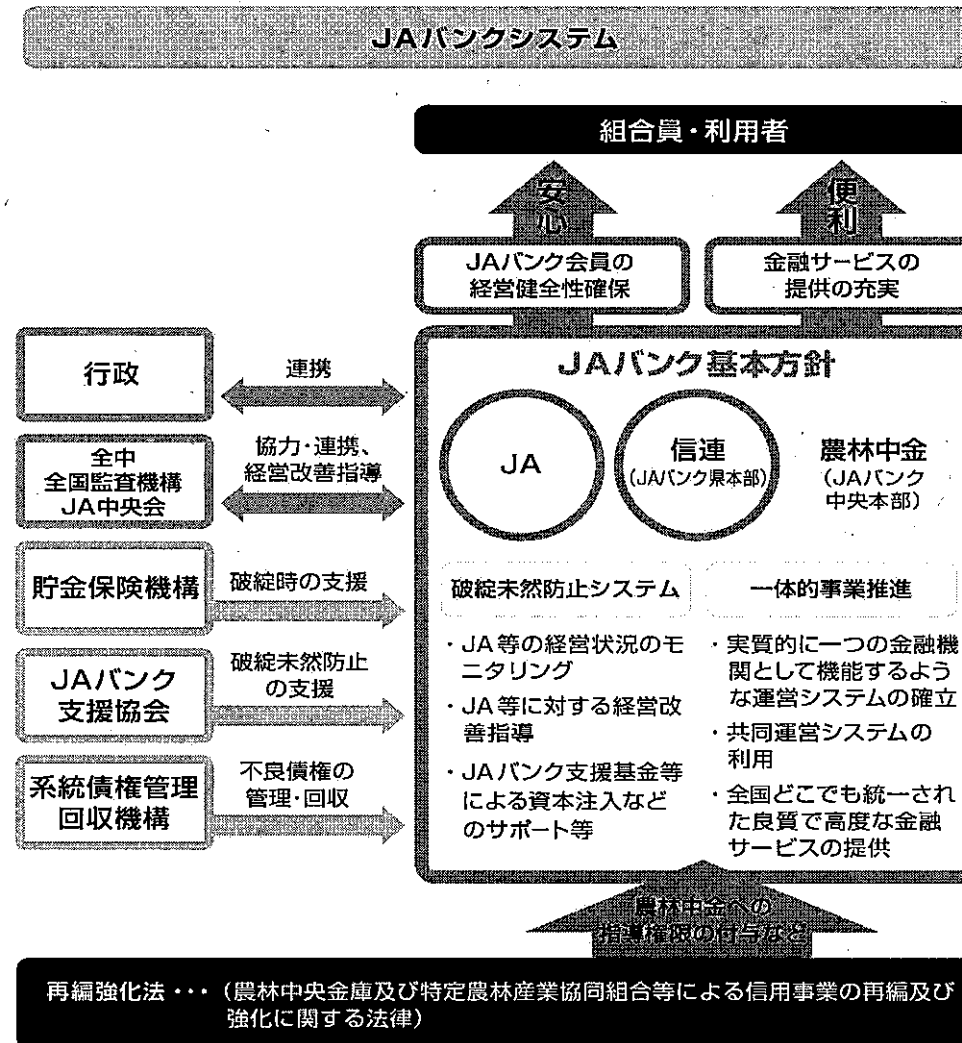




7-2. 信用組合業界におけるセーフティネット②



■ JAバンクシステム(イメージ)



- ③ 再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)
… 13年6月成立、14年1月施行

第3条 農林中金は、特定農協等に対し、信用事業の再編並びに強化を図るために必要な指導を行うことができる。

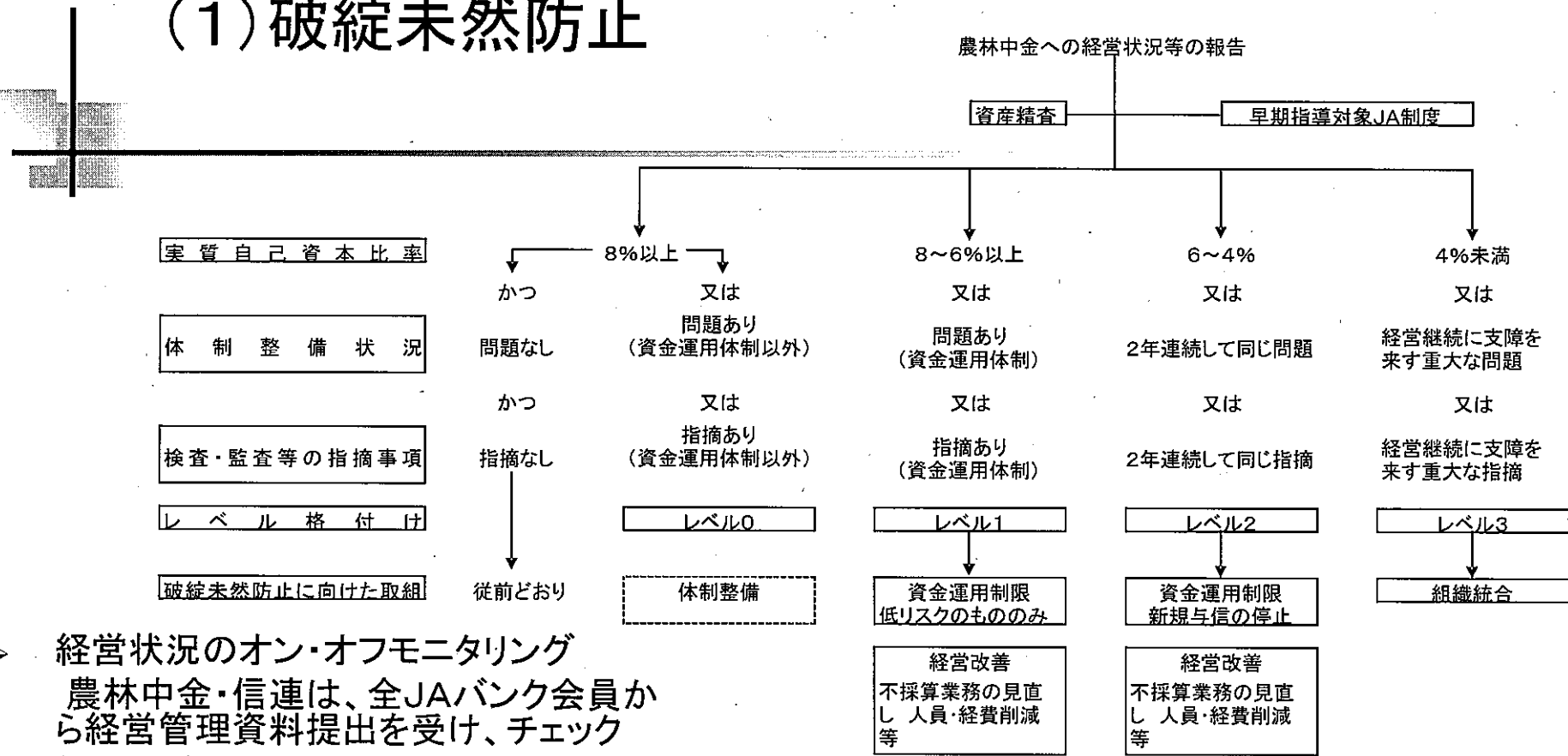
第4条 農林中金は、前条に規定する業務を行おうとするときは、あらかじめ、当該業務に関する基本的な方針(基本方針)を定めなければならない。

第5条 農林中金は、第3条の規定による指導を行うため必要があるときは、特定農協等に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料を求めることができる。

第6条 農林中金は、第3条の規定による指導を行うため必要があるときは官庁、公共団体、中央会、信連その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

3 JAバンクシステムの運営状況

(1) 破綻未然防止



- 経営状況のオン・オフモニタリング
農林中金・信連は、全JAバンク会員から経営管理資料提出を受け、チェック
- 経営改善への取組み
一定の基準に該当したJA等の経営内容を点検することで問題の早期発見
早い段階で経営改善に向けた指導
- JAバンク支援協会の支援
必要に応じ、全国に拠出した基金を活用し資本注入等の支援

格付け前での問題の早期発見・解決のため以下のようなJAを早期指導対象JAとして指導

- 今後、自己資本比率8%割れが懸念されるJA
- 信用事業利益が赤字であるJA
- 不良債権の毀損リスクを多く抱えるJA
- 有価証券の市場リスクを多く抱えるJA
- 信用事業において不祥事が発生したJA 等

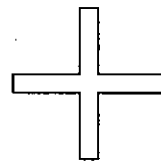
■ JAバンクのセーフティネット

JAバンク支援基金

(全国JAバンク会員等が拠出した基金)

H20/3末基金残高:1,598億円

~JAバンク会員は必要に応じ資本注入等のサポートを受ける



貯金保険制度

(貯金者保護のための公的制度)

H20/3末責任準備残高:2,562億円

■ JAバンク支援基金による支援実績

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18・19年度	計
資金贈与	—	39億円 (5件)	—	—	78億円 (1件)	—	117億円 (6件)
資本注入	4億円 (1件)	20億円 (5件)	37億円 (5件)	328億円 (9件)	6億円 (2件)	—	394億円 (22件)
債務保証履行	—	—	5億円 (1件)	—	—	—	5億円 (1件)

(参考)JAの自己資本比率

	16年度	17年度	18年度
全国JAの平均自己資本比率	17.77%	18.14%	17.84%

農林中金調べ

海外の協同組織金融機関

	ドイツ	フランス	オランダ	イギリス		アメリカ (注2)	
	信用協同組合	クレディ・アグリコル	ラボバンク	住宅金融会社	信用組合	貯蓄金融機関	クレジット・ユニオン
会員資格	出資者 (資格制限なし)	出資者 (資格制限なし)	なし	貯蓄口座開設者 (資格制限なし)	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人)	預金者 (資格制限なし) ※相互会社形態の場 合	預金者 (職域・地域等の 共通の繋がりを有 する個人・団体)
業務 (員 外取引規 制)	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：自由 貸出：自由	預金：会員の貯蓄 口座残高が総負 債の50%以上 貸出：運用資産の 75%以上が居住 用不動産担保貸 付	預金：会員(個人) 貸出：会員(個人)、 信用組合その他 の金融機関向け のみ	預金：会員 貸出：員外規制な し(ただし、商 工業者向け貸出 は総資産の20% まで等、資金使 途による規制あ り)	預金：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン、 政府職員からの 受入のみ 貸出：会員のほか に、他のクレジ ット・ユニオン 向けのみ
システムの組 織構造	<二(三)層構造> ・DZバンク (・WGZバンク) (注1) ・信用協同組合	<三層構造> ・クレディ・アグ リコルS. A. ・地域圏金庫 ・地方金庫(金融 業務は行わな い)	<二層構造> ・ラボバンク・ネ ダーランド ・地元銀行	なし	なし	なし	<三層構造> ・USセントラ ル・クレジッ ト・ユニオン ・コーポレート・ クレジット・ユ ニオン ・クレジット・ユ ニオン
グループ の機能	・BVR(全国レベ ルの非事業組 織)による金融 機関保護基金の 運営 ・11の地区監査連 合会による信用 協同組合の監 査・経営指導	・グループ内の相 互保証制度 ・クレディ・アグ リコルS. A. による傘下金融 機関の検査・監 督	・グループ内の相 互保証制度 ・ラボバンク・ネ ダーランドによ る傘下金融機関 の監督	—	—	—	・FedWire(FRB が運営する決済 ネットワーク) に加盟し、組合 間の資金過不足 を調整

(注1) ドイツのWGZバンクは、西ドイツのノルトライン-ヴェストファレン州とラインラント-プファルツ州の一部をエリアとする地域中央機関。

(注2) アメリカには、協同組織形態ではないが、中小企業金融の担い手として、法人所得税が非課税となるSコーポレーション銀行が存在。

(出典) 『海外における協同組織金融機関の現状』日本銀行信用機構局 2004. 10

『フランス・オランダの地域金融システム』山村延郎 等を参考に作成